

## 日本帰国便における機内持ち込み手荷物の制限に関するお知らせ

平成 19 年 3 月 31 日以降、ニュージーランド発国際線各便を対象に、機内持ち込み手荷物に含まれる液体物に対する制限が適用されます。また、平成 19 年 3 月 1 日より、日本発国際線各便に対しても（日本国内の空路による移動も含めて）、同様の制限が適用されております。特に、下記の便にてご帰国の際には、必ずお荷物の内容をご確認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 水曜日及び木曜日発の NZ99 便にて成田空港に到着後、引き続き NZ90 便関西空港行きをご利用のお客様（平成 19 年 3 月 28 日以降）
2. 曜日に関わらず、NZ99 便にて成田空港に到着後、JL53 便中部空港行きをご利用のお客様（平成 19 年 3 月 1 日以降）

これらの便をご利用のお客様には成田空港でお乗り継ぎの際、国際線同様の検査基準が適用されます。

ワイン・ウイスキーなどの酒類はもとより、ジャム、はちみつ、バター、ハンドクリーム、化粧品等の液体物（一部の半固形物を含みます）を手荷物として検査場に持ち込まれ、持ち込み制限規定量を超えていた場合には、没収、廃棄されます。

液体物の定義にあてはまる物品を、オークランド空港出国審査終了後に免税店で購入される場合、または、オークランド市内の免税店で購入され、オークランド空港で出国審査後に受け取られる場合も、同様の取り扱いとなりますので、十分にご注意いただけますようお願い申し上げます。